

「ふるさと住民登録制度」ガイドライン【Ver.1.0】

令和8年3月 27 日

はじめに

本ガイドラインは、地方自治体がふるさと住民登録制度を運用するに当たっての指針として、制度の趣旨・概要や地方自治体の取組事項と、その際の留意事項等を記載するものです。各地方自治体においては、本ガイドラインに沿って、制度の適切な運用に努めていただくようお願いいたします。

I. 制度創設趣旨

全国的に人口が減少していく中、地域の担い手不足という課題が顕著になっています。一方で、地方には都市にはない魅力があり、地方に身を置くことで新たな自己実現の形を見出す人々もいるなど、都市も地方を必要とする関係にあります。住所地以外の特定の地域に継続的に関わる関係人口の量的拡大・質的向上を図ることで、こうした都市と地方が相互に補完し合う共生関係を強め、国全体の持続可能性を高めることができると考えられます。特に、関係人口が地域や住民との関わりを深めながら、担い手不足という地域が抱える課題の解決を図っていくことは、その地域に活気をもたらし、発展につながるものと考えています。

このため、関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」を創設することとしています。

II. 制度概要

1 全体概要

「ふるさと住民登録制度」は、国民誰もがアプリで簡単・簡便に関心のある地方自治体を登録し、地域に関する各種の情報提供や地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組みにすることとしています。プラットフォームとなるシステムやアプリは国において構築し、地方自治体に利用していただきます。

2 基本的な制度設計

2-1 登録先団体

システム上の登録先団体は、市区町村・都道府県とします。

関係人口創出は、市区町村による取組が基本となりますが、都道府県との連携も重要であることから、市区町村に登録された場合（ベーシック・プレミアム登録いずれも）には、都道府県にも同時登録される仕組みを基本とします（ユーザーが望まない場合には、同時登録されない

こととします)。また、特定の市区町村と関わりがなくても都道府県に関心を持つ方も想定されるため、直接都道府県のみでの登録も可能です。

2-2 登録の種類

関係人口の裾野を広げる取組だけでなく、より関係性を深化させ、地域への継続的な活動を行う方に対する官民の様々なサポート施策を講じる観点から、以下の2つの区分を設けています。

ベーシック登録

- 要件を設けず、自動的に登録可能
- 地域との関係性についてアンケートを実施
- 登録者に対し、各地方自治体が地域の情報を提供

プレミアム登録

- 「年3回以上、地方自治体が指定する担い手活動を実施すること」を必須要件とする
- プレミアム登録者のうち、二地域居住推進の観点から、一定要件(年間10日以上滞在を基本として地方自治体が設定)を満たす長期滞在者を登録証に明示可能
- 登録者に対し、円滑な活動を促進する観点から、各種サポート施策を提供
 - 担い手活動を行うためのサポート
(交通・宿泊費補助、ワーキングスペース利用料補助 等)
 - 住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポート
(公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入 等)

2-3 登録に対する物品提供の取扱い

制度趣旨を踏まえ、ベーシック・プレミアム登録をしたこと自体に対する見返りとして、現地に行かなくても恩恵を受けられる物品を提供することは禁止します。

<禁止される物品提供の例>

- ✓ 登録者を対象に、特産品である野菜を提供
- ✓ 登録者から抽選で、全国で利用可能な商品券を提供

<禁止されない物品提供の例>

- ✓ 広く一般に配布する市の広報グッズや郵送等により送付しているパンフレットを提供
- ✓ 担い手活動として現地で農業ボランティアを行った者に対し、当該担い手活動の御礼として適切な範囲内において、お土産を提供
- ✓ プレミアム登録者に対し、円滑な活動を促進する観点から、各種サポート施策を提供(p.11 参照)

2-4 マイナンバーカードによる本人確認

- ベーシック登録:

任意。ただし、カードでの本人確認をした場合はアプリの利便性向上

■ プレミアム登録:

必須

2-5 登録可能な地方自治体の数

■ ベーシック登録:

制限なし

■ プレミアム登録:

3 団体まで(ただし、域内市区町村の登録がある都道府県はカウントしない)

2-6 登録の更新(有効期間)

■ ベーシック登録:

更新不要(ただし、一定期間アクセスが無い場合は解除)

■ プレミアム登録:

年1回、要件充足を確認の上、更新(システムの判定による自動更新も可)

2-7 住所地における登録

■ 発信される情報は住民にとっても有益なものもあると考えられることから、ベーシック登録は住民も登録可

■ ただし、統計上の関係人口からは住民は除外

2-8 未成年者の利用

■ マイナンバーカードによる本人確認に際し、あわせて保護者の同意を確認

2-9 その他機能

登録者に対する市区町村独自のアンケート機能やコミュニティールーム機能等を実装しません。

2-10 システム設計

本システムは、制度参画地方自治体が活用可能な全国共通のプラットフォームとして、ガバメントクラウド上に国が構築し、総務省が各地方自治体職員向けに発行するアカウントにログインする形でシステムが利用できます。

3 ベーシック登録

3-1 ベーシック登録の概要

■ 関心のある地方自治体の登録ボタンを押すことで、誰でも簡単に登録可能。登録団体数は制限なし

■ 登録時に、主な関心事項や、登録者と当該団体の関わり等についてのアンケートを実施し、登録者の属性を把握

- 基本4情報やメールアドレスは任意での入力
- 国において地域との関わりに関するアンケート項目を設定
- 地方自治体独自の項目追加も可能
- 市町村登録時の情報は、同時登録される都道府県も閲覧可能
- 登録者には、選択した関心事項等を踏まえ、地方自治体から様々な情報を提供
- 担い手募集情報に対しては、アプリ内から参加申請を行うことが可能

3-2 提供情報の例

- 観光・イベント情報
お祭り、花火大会、物産市、各種体験イベント、講演・コンサート・展覧会、同窓会、観光キャンペーン、グルメニュース 等
- ご当地ニュース
市政情報(広報誌含む)、地域の最新情報、学校の近況(広報含む)、出身者等の活躍 等
- 担い手募集情報
イベント・まちづくりの企画運営、農業ボランティア、清掃活動、その他担い手不足分野のボランティア 等

3-3 登録証

- ベーシック登録のうち、マイナンバーカードによる本人確認済みの場合は、その旨を登録証に表示
- 登録証の背景は地方自治体ごとにカスタマイズ可能

3-4 任意でのマイナンバーカードによる本人確認

ベーシック登録は、間口を広くする観点から、本人確認なく誰でも登録が可能です。一方で、重複アカウントによる登録を防止する観点からも、登録者の任意によりマイナンバーカードによる本人確認を実施できることとし、これを実施した場合には利用が制限されている一部の機能を利用可能とします。

3-5 ベーシック登録の更新

ベーシック登録を継続するための更新申請は不要としますが、アプリに一定年数アクセスがない場合、登録者に対しアプリ内通知又はメールアドレスへの通知により、期限までにアクセスがない場合には登録解除する旨を伝えた上で、自動で登録を解除します。

4 プレミアム登録

4-1 プレミアム登録の概要

- プレミアム登録者は、住所地以外の地域で継続的に担い手活動を行う住民に準ずる者として、一定の要件を満たすと認められた者

- ユーザーは一定の担い手活動の実施等を行ったのち、アプリ上でプレミアム登録申請を実施。地方自治体において、要件充足を確認し、プレミアム登録者として認定
- 登録後1年ごとに更新。更新時も、概ね同水準の要件該当性が維持されていることを地方自治体を確認
- プレミアム登録者に対し、地域における活動に役立つ官民の様々なサポート施策を提供

4-2 活動実績の確認

- 指定プロジェクト等の実施主体に QR コードを配付し、登録者のスマホで読み取り
- その他、証明書類のアップロードや地方自治体側の記録等による確認も可能
- 活動実績は、登録者及び地方自治体は随時閲覧可能

4-3 プレミアム登録者の要件

登録要件は、「年3回以上の担い手活動の実施」を必須として設定することとします。

4-4 プレミアム登録に必要な担い手活動要件の考え方

地域における継続的な担い手を確保するという制度趣旨に鑑み、また広域的にサービス提供等を行うケースが想定され全国的に一定の水準を担保する必要があることから、「年3回」の担い手活動を必須要件としています。また、首都圏から遠方の地域や離島等、来訪のハードルが高い地域もあることから、必ずしも3度の来訪を要件とせず、連続する3日間の活動を3回の活動と取り扱うことも可能です。

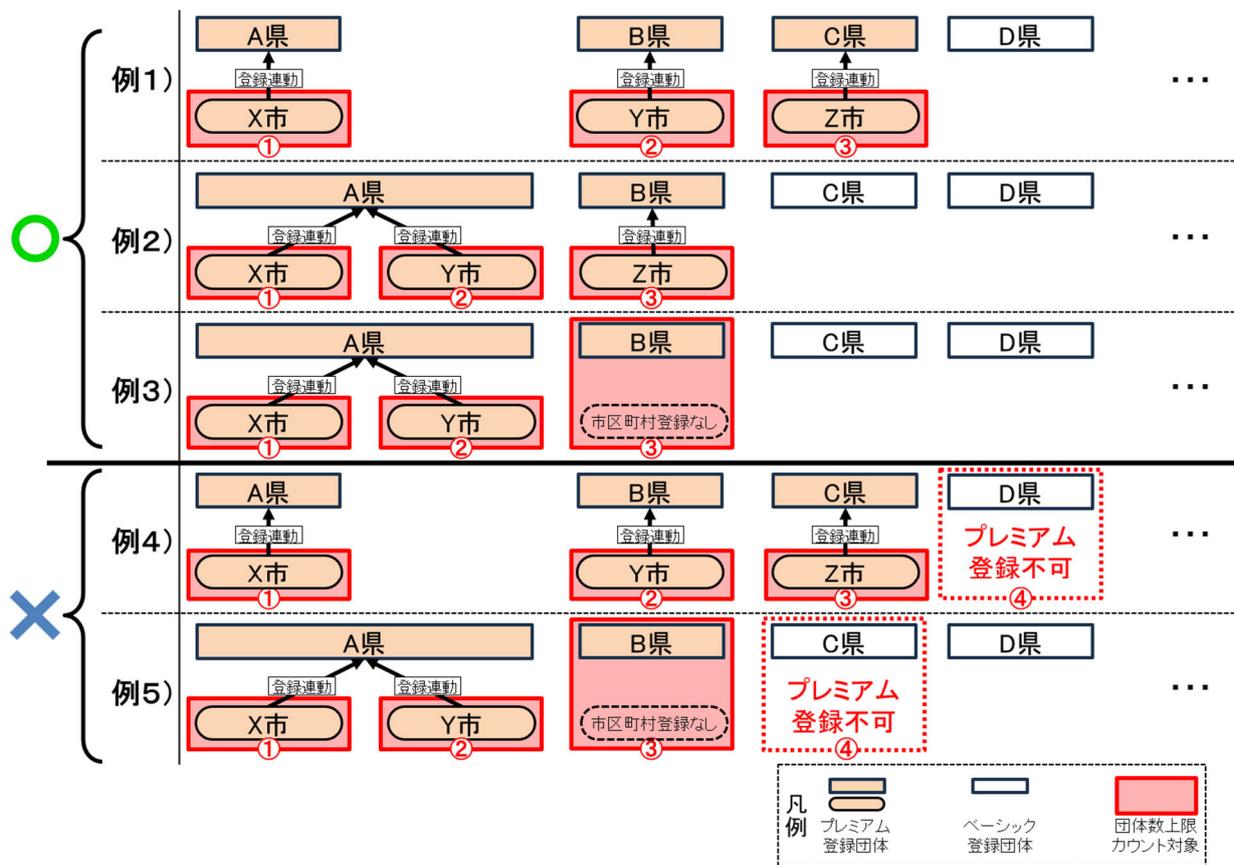
4-5 二地域居住推進の観点からの長期滞在者の明示

二地域居住推進の観点から、プレミアム登録者のうち一定要件(年間 10 日以上滞在を基本として地方自治体が設定)を満たす長期滞在者については、プレミアム登録証にその旨がわかるよう明示することとします。この機能を利用するかは地方自治体の選択によります。利用する地方自治体は年間滞在日数 10 日以上を基本として要件設定を行います。

4-6 プレミアム登録の団体数上限

プレミアム登録は、地域における継続的な担い手活動を要件としているため、自ずと一人が登録する地方自治体数は限られるものと考えられますが、制度の趣旨に鑑み、当該地域との関わりの深さを担保する観点からも、「3団体まで」との上限を設けています。

この団体数のカウントにおいては、市区町村が登録されている場合の都道府県は除いてカウントすることとなります。このため、登録の可否は次のようになります。



<登録可>

- 例1) ①A 県 X 市 ②B 県 Y 市 ③C 県 Z 市
- 例2) ①②A 県 X 市・Y 市 ③B 県 Z 市
- 例3) ①②A 県 X 市・Y 市 ③B 県(市区町村登録なし)

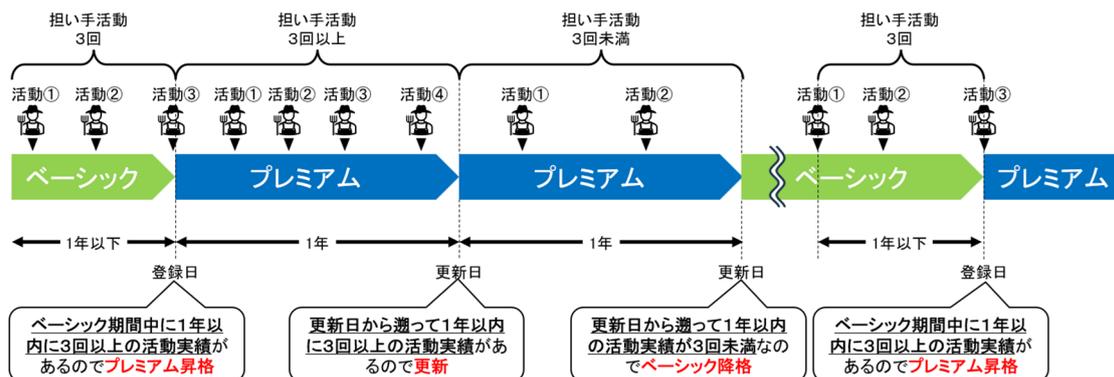
<登録不可>

- 例4) ①A 県 X 市 ②B 県 Y 市 ③C 県 Z 市 ④D 県(市区町村登録なし)
- 例5) ①②A 県 X 市・Y 市 ③B 県(市区町村登録なし) ④C 県(市区町村登録なし)

4-7 プレミアム登録の有効期間と更新

プレミアム登録は、地域の担い手活動の継続的な実施を担保する観点から、年1回の更新を行うこととしています。

プレミアム登録は、登録されてから1年間有効となり、有効期限までに再度「年3回の担い手活動の実施」といった要件を満たした者が更新申請を行い、認められれば当該有効期限からさらに1年間有効となります。申請が行われなかった場合、申請が認められなかった場合にはプレミアム登録は解除されベーシック登録となります。なお、プレミアム登録が解除されても、直近1年間の実績により再びプレミアム登録の要件を満たした場合には再度登録申請が可能となります。



III. 地方自治体による取組

1. 制度への参画とID 発行

1-1 利用申請

本制度は、総務省に対し利用申請を行い、各地方自治体用の ID が発行されることでシステムの利用が可能となります。

1-2 管理者画面へのアクセス

各地方自治体は、LGWAN 回線を通じシステムの管理者画面へアクセスし、発行されたアカウントを使って利用いただきます。

2 ベーシック登録段階

- STEP1: 地方自治体紹介ページの作成
- STEP2: 登録時アンケートの独自項目作成
- STEP3: 地域の情報発信
- STEP4: 担い手活動の募集

2-1 STEP1: 地方自治体紹介ページの作成

地方自治体紹介ページは、本アプリにおける当該地方自治体のホーム画面のようなページです。

まずは、ユーザーが最初に訪れることとなる紹介ページを作成してください。

2-2 STEP2:登録時アンケートの独自項目作成

ユーザーがベーシック登録をした際に実施されるアンケートは、共通の質問項目が設定された上で、各地方自治体が独自の質問項目を一定数追加可能とします。必要に応じ、独自の質問項目を検討してください。

2-3 STEP3:地域の情報発信

発信方法

情報発信は、管理者画面において、コンテンツ掲載用アプリケーション(CMS)を利用して行います。

発信情報の収集

発信情報は p.4 に例示するように多様な情報が考えられるところ、その収集に当たっては、広報担当課をはじめ、庁内の関係部署(地域政策、農政、商工、観光、教育等)、さらには地域の関係団体等との連携を図り、発信情報の整理や発信に当たっての役割分担をしておくことで円滑な発信が可能となります。

なお、本アプリでの情報発信は地方自治体として行うものとなりますので、発信内容は公平性や公序良俗等の観点も踏まえた適切なものとしてください。

2-4 STEP4:担い手活動の募集

地域課題、担い手ニーズの把握・分析

自団体の各地域がどのような課題を抱えているか、その課題解決のためにどのような担い手を必要としているかをまず把握・分析することが必要です。把握・分析に当たっては、当該分野の担当部署とも連携し、地域の関係団体や住民のニーズを踏まえることが重要です。

担い手活動指定の考え方

地方自治体が指定する担い手活動は、本制度の趣旨を踏まえ、①人口減少等を背景とした担い手不足への対応であること、②活動の内容や活動時間等に鑑み、公共性や地域への貢献が十分に認められるものであることが必要と考えています。これらの基本的な考え方に合致した活動であることが対外的に説明できる範囲で指定してください。

担い手活動として想定される事例

(1).地方自治体が指定するプロジェクトへの参加

例)担い手の確保を必要としている活動への参加

✓イベント企画運営 ✓農業ボランティア ✓清掃活動 ✓雪下ろし ✓草刈り 等

(2). 指定する副業の実施

例) 地域で行われる事業について、地域活性化起業人(副業型・シニア型)として参画する場合

ふるさとワーキングホリデーとして募集している業務に従事する場合

(3). 公共的団体での活動

例) 地域コミュニティの維持・形成のために地方自治体と連携し一定の役割を果たしている団体に所属し、事務従事や集会への参画を行っている場合

✓RMO ✓自治会 ✓NPO ✓まちづくり団体 ✓消防団 等

(4). 公共的役職での活動

例) 地域の魅力発信や専門的観点からの助言を行ってもらうために任命・委嘱された役職としてイベント・審議会・講演等に参画している場合

✓観光 PR 大使 ✓各種審議会等の委員 ✓各種アドバイザー 等

都道府県における担い手活動の指定

■ 地方自治体指定担い手活動の生成・発信の主体は、市区町村だけではなく都道府県が行うことも可能

■ 活動実績は、システム上、実施される市区町村、当該市区町村が属する都道府県の双方における活動実績として記録

(※) 都道府県が生成・発信した活動についても、当該都道府県と実施場所市区町村の双方における活動実績として記録

例1) X 県 A 市で3回担い手活動を行った場合、A 市と X 県のプレミアム登録の対象。

例2) X 県内の A 市、B 町、C 村でそれぞれ1回担い手活動を行った場合、X 県のプレミアム登録の対象。

担い手活動の指定行為

担い手活動の「指定」は、地方自治体としての意思決定で足り、要綱の作成や総務省への届出といった公式の手続きを設けるものではありません。また、必ずしも個々の活動を指定する必要はなく、例えば、自治会等の公共的団体における活動など、包括的な意思決定も可能です。こうした場合には、指定先の把握・管理の観点からリスト化しておくことが望ましいと考えられます。

プロジェクトの企画、募集

担い手を必要とする主体(自治会や農家等)と、具体的な時期、人数、お願いする内容、求められるスキル等について、調整を図り、プロジェクトを企画します。

プロジェクト内容が固まったら、STEP3の情報発信と同様に、本アプリにて情報発信を行い、募集を行います。アプリでは民間プラットフォームや地方自治体の既存 HP 等のリンクを掲載し、遷移先で募集することも可能です。

プロジェクトの QR コード生成

活動実績をアプリに記録するため、管理者画面からプロジェクト名や日付等を入力して QR コードを生成し、担い手活動を実施する際に参加者に読み取っていただきます。

地域の関係団体等との連携

ふるさと住民登録制度においては、プレミアム登録の要件となる担い手活動について、公共性確保や実績捕捉の観点から、地方自治体が発与(指定)することを前提としています。一方で、地域における担い手のニーズは必ずしも地方自治体が把握しきれるものではなく、プロジェクトの運営や参加者の実績把握等の観点からも、地域に根差した多様な関係団体等との連携が重要です。

関係団体等に期待すること

- 活動分野における個々の担い手ニーズの集約
- 関係人口の参加に向けたプロジェクトの企画・運営
- QR コードの活用等による参加実績の捕捉

3 プレミアム登録段階

STEP1: 登録要件の設定

STEP2: 登録(更新)申請への対応

STEP3: サポート施策の提供

3-1 STEP1: 登録要件の設定

p.5 に示した考え方にに基づき、登録要件について、管理者画面からシステム上で設定します。

長期滞在者要件の設定

長期滞在の登録証表示を希望する地方自治体においては、同様に p.5 に示した考え方にに基づき、長期滞在者要件について、管理者画面からシステム上で設定します。長期滞在の登録証表示を希望しない地方自治体は、設定不要です。

3-2 STEP2: 登録(更新)申請への対応

登録・更新申請があった場合の対応

ユーザーからプレミアム登録の登録又は更新の申請があった場合、要件充足を自動で判定し、地方自治体に通知されます。判定結果を踏まえ、地方自治体職員が「承認」を行うことでプレミアム登録者として認定されます。なお、システムに記録されていない実績の確認が必要な場合には、アップロードされた関係書類等により確認を行います。

本アプリリリース前の担い手活動実績の記録

担い手活動の実績は、令和8年4月以降の実績をシステムに登録可能とします。QRコードの生成が可能な本システム稼働までの間の活動実績は、システム稼働後に地方自治体がシステムへ直接入力して登録可能です。

令和8年4月以降に、自団体の担い手活動として指定を予定する活動がある場合には、参加された方々の一定の情報を各地方自治体において記録してください。

- ▶ 必須記録事項：
活動名、活動内容、活動日時(開始・終了予定)、活動場所、参加者のメールアドレス・電話番号、氏名・住所(郵便番号から)・生年月日
- ▶ 推奨記録事項：
参加者の性別、参加条件、参加受付日時 等

また、参加者にもプレミアム登録申請への利用が可能な旨が伝わるよう、令和8年4月以降に担い手活動の募集を行う際には、「今後創設されるふるさと住民登録制度の担い手活動における実績としてカウントされます」等の周知を行うことも検討してください。

3-3 STEP3: サポート施策の提供

サポート施策の検討

プレミアム登録者等に対して地方自治体から提供するサポート施策を検討してください。プレミアム登録のサポート施策は、登録者が住所地を離れた拠点のない地域で担い手活動や地域生活を送る上での、いわばディスアドバンテージの解消に必要な範囲内での提供を想定しています。検討に当たっては、想定する関係人口のニーズを踏まえつつ、プレミアム登録の要件とする担い手活動とのバランス、住民が担い手活動や地域生活を送る場合とのバランス、地方自治体の財政負担を伴う事業として求められる費用対効果等も考慮してください。

先行事例から想定される地方自治体のサポート施策(単独事業)の例

(1). 拠点の無い遠隔地で担い手活動を行うためのサポート施策

- 活動先地方自治体の訪問や域内での移動に要する交通費や宿泊費に対する補助
- 活動を行うためのワーキングスペース等の利用料に対する補助
- 長期的滞在を行うための空き家の改修経費等に対する補助

(2). 住民に準ずる者として一定の地域生活を営む上でのサポート施策

- 住民のみが利用可能とされている公共施設等の利用
- 住民並み料金での公共施設等の利用
- 自治会への加入(住民のみが加入可能の場合)
- 住所地で被災した際の避難先としての受入れ

上記の他、先行事例においては、飲食店・商店街等における割引や、各種企業のサービス利用時における優待など、多様な民間事業者との連携による取組事例もあります。

プレミアム登録者に対する行政サービスの例

住所地以外の地域で生活を送るうえで必要と考えられる行政サービスについては、既に国で一定の仕組みを提供しているものもありますが、保育や子どもの就学、ごみ捨てといったプレミアム登録者のニーズが高い行政サービスについては、下記の通り自治体の運用に工夫可能な余地があると考えられます。

(例1) 乳幼児の一時預かり

一時預かり事業については、当該市町村の判断により、住所地以外の者に利用を認めることもできます。この場合に、例えば、プレミアム登録者の利用を他の住所地以外の者よりも優先させるという運用も考えられます。

(例2) 子どもの就学(区域外就学)

住所地以外の学校における子どもの就学については、受け入れ先となる自治体の教育委員会及び住民票がある自治体の教育委員会の承諾により区域外就学制度を活用することができます。この場合に、例えば、プレミアム登録者に対し、事前に必要書類や手続きの流れ等の情報を提供しておくことで、承諾手続を円滑に行うという運用も考えられます。

(例3) ごみ捨て

ごみ捨てについては、法令上、各市区町村の区域内において生じたごみについては当該市区町村が処理することとされており、

一方で、住民以外の者が居住地周辺のごみ集積所にごみを捨てる際には、捨てることに対し心理的な負担が生じたり、場合によっては近隣住民等との間でトラブルが生じたりすることも考えられます。

こうした状況を踏まえ、例えば、プレミアム登録者に対しても、ごみカレンダーを配布したり、ごみ処理施設にごみを直接搬入することを案内したりするなどの運用も考えられます。

サポート施策の制度化

サポート施策の実施に当たっては、財政支出を伴う事業の場合には予算計上や補助金要綱の作成を、行政サービスの提供や公共施設等の利用等に関する対応の場合には条例や規則の改正を行うなど、各地方自治体の実情に応じ、必要な制度化を行ってください。

サポート施策の申し込み案内

サポート施策の提供は、例えば個人に対する補助金の支出であれば、その他の施策における補助金支出と同様に、申請書とともに必要な関連書類の提出を求める等の手続きをとる必要があります。

HP 等からオンラインで申請を受け付けることができる場合には、本アプリ内での担い手活動の申し込みと併せて、サポート施策の申請手続きを案内することが効果的と考えられます。

ふるさと納税の返礼品の提供

プレミアム登録者による活動を促進するため、ふるさと納税の返礼品として、地方自治体の区域内における役務提供と現地への交通手段をあわせたクーポンを地場産品基準等の指定基準を遵守した上で提供することは可能です。

例えば、農業体験といった担い手活動のプロジェクトへの参加券、現地での宿泊及び飲食代と現地への交通費をセットにしたクーポンを提供する場合はこれに当たります。こうしたクーポンを地域において継続的な担い手活動を実施するプレミアム登録者に限定して提供することは、当該地域に対して愛着をもつ者による寄附に対する御礼として日頃の地域貢献活動のサポートを提供するものであり、ふるさと住民登録制度の趣旨に沿った対応と考えられるため、各地方自治体においても積極的な活用をご検討ください。

IV. その他

1 民間事業者との連携

地域の担い手確保や二地域居住の推進等、関係人口の創出・拡大を図る取組は、民間事業者においても広く行われています。こうした取組の一環として、ふるさと住民登録制度の創設を踏まえ、例えば、対象をプレミアム登録者に限定した新たなサービスの提供なども想定されます。このため、「プレミアム登録者であること」といった登録者の情報を、登録者本人の同意を得て、サービスを提供する民間事業者に共有するためのシステム連携を図っていきます。

2 地方自治体における制度周知等の取組

本制度の周知広報は国においても取り組んでまいりますが、地方自治体においても例えば以下のような場面における制度周知や登録の勧奨が有効と考えられますので、関係部署や関係団体と連携し、積極的に取り組んでいただくようご検討ください。

- 転出時やマイナンバーカード更新時における対応窓口での呼びかけやオンライン申請時のポップアップ等
- 高校卒業時や 20 歳の集い等の集まり
- ふるさと納税をした者に対する、ポータルサイト上や寄附証明送付への同封等
- 大学のフィールドワークや企業の CSR 活動による地域訪問時
- 「おためし地域おこし協力隊」や「地域活性化起業人」、「ふるさとワーキングホリデー」や「ふるさとミライカレッジ」等を通じて、地方自治体において地域活動をした者が、住所地へ帰任する時の呼びかけ。

3 財政負担、事務負担への対応

3-1 システム運用経費の負担

『国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針』(令和6年 6 月 21 日閣議決定)における費用負担の考え方も踏まえ、本システムの運用経費については、令和9年度までに参加する団体には、一定期間負担を求めないこととし、国費にて対応します。なお、令和 10 年度以降に参加する団体の負担については今後検討していきます。

3-2 地方財政措置

「ふるさと住民登録制度」が令和8年度に創設されることを踏まえ、関係人口の充実・拡大等に向けた地方自治体による幅広い取組を後押しするため、特別交付税措置を創設します。

対象経費は、「ふるさと住民登録制度」の活用を見据えた関係人口の充実・拡大を図る取組に要する経費を対象とします。このうち、「ふるさと住民コーディネーターの設置」(→4-3)の取組については1人当たり500万円(兼任の場合は40万円)を上限にこれに要する経費を措置し、その他の取組に要する経費については事業費1,000万円を上限に措置率0.5×財政力補正により措置します。

3-3 ふるさと住民コーディネーターの設置

ふるさと住民登録制度の取組実施に当たっての地方自治体の事務負担については、システムの機能によって、できる限り簡易で効率的な仕組みを実装し、可能な限り地方自治体職員の負担を軽減する方針です。その上で、なおも必要となる事務については、「ふるさと住民コーディネーター」を設置することも考えられるため、活用を検討してください。

ふるさと住民登録コーディネーターの想定業務

(1).地域課題の把握

- 実際に集落や農地、商店街等に赴き、現地の人と対話
- 地域における困りごと、担い手のニーズを把握

(2).情報発信

- 広報誌掲載の情報や地域の魅力を伝えるコンテンツ等を発信

(3).プロジェクトの企画・運営

- 関係団体と連携した担い手活動プロジェクトや交流イベントの企画・運営

(4).相談対応

- ふるさと住民登録者から寄せられた相談への対応

(例)

- ✓ 地域の文化・風土の理解
- ✓ 地元住民との関係性構築

- ✓ 担い手プロジェクトの詳細
- ✓ 二地域居住相談 等

(5). 登録申請等の確認

- プレミアム登録申請の内容や登録期間の更新申請の内容の確認
(※) 地方自治体側で QR コード読取等による自動登録・更新をしない設定にした場合

(6). サポート施策関連業務

- ふるさと住民登録者からサポート施策の申請の受付や支払業務。

4 個人情報保護に係る対応

ベーシック登録では任意、プレミアム登録では必須事項として個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、国・各地方自治体いずれも適切な措置を講ずる必要があります。なお、登録情報は、基本4情報が含まれていない場合は基本的に個人情報となりませんが、メールアドレス等により特定の個人を識別できる場合は個人情報となることに留意してください。

4-1 国における取扱い

- システム上、論理的に分離された国と各地方自治体の領域を設けます。アプリで入力された個人情報は地方自治体領域に保存され、国領域においてはメールアドレスを除き、特定の個人の識別につながる情報を保存しません。
- 国が保有する情報については、国として関係人口施策の充実を図っていく観点から、抽象化・集約化等の加工を行った上で、統計情報として公表又は外部への提供等を行うことがあります
- システムはガバメントクラウド上に構築し、不正アクセスへの対策等の安全管理措置を適切に講じます。

4-2 地方自治体における取扱い

取得・保有時の対応

(1). 利用目的の特定

- 制度運用及び関係人口に関する施策の実施の範囲内において各地方自治体において適切に特定

(2). 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 本人の数が 1,000 人以上の場合に作成・公表

利用時の留意点

(1). 利用目的のための利用や提供(原則)

- 特定した利用目的の範囲内において、内部利用・外部提供が可能
例) 登録者向けイベントの開催、情報提供、サポート申請手続き、担い手活動の受入れを実施する法人に対する実施に必要な範囲での提供

(2). 利用目的以外の目的のための利用や提供(例外)

- 本人同意、特別の理由がある場合等に可能

(3). 第三者提供時の措置要求

- 提供する第三者に対しては、必要な利用制限を付し、適切な措置を求める

安全管理措置

- システムの利用に当たり、利用職員の指定、地方自治体管理用 ID の管理、のぞき見防止等の物理的な措置等を適切に講じてください。

漏えい等が生じた場合の個人情報保護委員会への報告、本人通知

- システム自体の不備に起因しない漏えい等は、各地方自治体において適切に対応
例) 地方自治体管理用 ID の管理不備により無権限者がログインし、持ち出し。システムから取り出した登録者情報の一覧表を紛失
- システム自体の不備に起因する漏えい等は、総務省(システム事業者)が各地方自治体分を代行して対応

実施方法等の詳細

「個人情報ファイル簿の作成・公表」や「安全管理措置」の具体的な実施方法については、個人情報保護委員会が作成する以下の資料を参考にしてください。

- 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)
- 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A (行政機関等編)

5 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、モデル事業やシステム開発の進捗に伴うフィードバックを踏まえ、順次改訂を行っていきます。

また、本ガイドラインは地方自治体において「ふるさと住民登録制度」を適切に運用いただくための指針となるものです。本ガイドラインの趣旨を逸脱する行為があった場合には、当該行為の改善をお願いすることとなります。また、なお改善が見られない場合など、利用継続が適当でないと判断される場合には、本制度のシステムの利用を停止することがある旨、システムの利用規約に規定します。